**送迎加算（重心）**の算定を届出する際の勤務形態一覧表の記載について

　■ **重症心身障がい児を主たる対象者**とする障がい児通所施設の送迎については、

　　　・ 通常送迎は基本報酬において評価

　　　・ 送迎にあたり運転手に加えて**基準人員（直接支援業務に従事する者に限る）を**

**1人以上配置**（**＝添乗**）**した場合**に加算

　　　・ 医療的ケアが必要な重症心身障がい児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等

を行うことができる職員を配置するよう**努めること**

　　と規定されており、**厚生労働大臣が定める施設基準**に適合するものとして都道府県知事に届け

出た指定事業所において、**送迎を行った場合に、片道につき所定単位（37単位）を算定できる**

ことになっています。

＊ 厚生労働大臣が定める施設基準

送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に

従事する者に限る）を1人以上配置していること。

　　☝　 そこで、施設基準に適合するかどうかを判断するため、申請・届出の際は、

**「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」において、添乗時間を切り分けて記載**

することとします。



営業時間と

送迎時間は

重複していない

←営業時間の前後の送迎に添乗

　　看護職員イは、営業時間中事業所内で6時間勤務し、

送迎の際に片道1時間×２添乗する常勤職員（8時間×5日＝40時間）として配置されています。

　　　◆ 看護職員イにより、営業時間中の看護職員1以上配置はクリア

　　　◆ 加えて、看護職員イの添乗により、送迎（重心）の加算要件をクリア

　☝「添乗員」は職種ではない（あくまで、直接支援業務に従事する従業者）ので、

・「職種」は**本来の職種**（このケースでは看護職員）とし、**後ろに「（添乗）」と追記**

・「勤務形態」は、**「専従」**（このケースではA）となります。

**⇒**付表、運営規程等の職種には、「添乗員」を記載する必要なし。